

大規模建築物等における保育施設の設置促進について

本区はこれまで子育て支援策として、保育施設の増設を進め、認可保育所の定員数の増加を図ってきたが、待機児童対策は、引き続き喫緊の課題となっている。

また、本年 6 月に国が策定した「子育て安心プラン」における支援パッケージの一つである「大規模マンションでの保育園の設置促進」に関する留意事項が、厚生労働省と国土交通省の連名で 10 月 18 日付通知文として発出された。

当該通知文において、春日・後楽園駅前地区が全国の事例の一つとして取り上げられる等、これまで本区は、まちづくりの面においても取り組んできたところであるが、より一層取組みの強化を図るものである。

1 大規模建築物での取組み強化

- (1) 高さ 60m 以上の建築計画、総合設計制度を活用する建築計画及び公共性が高い建築計画については、これまで事業者と区において協議を行ってきたが、保育施設の設置についても、必要に応じて、事業者に要請する。
- (2) 一定規模以上の大規模マンション等の建設において、保育施設の設置について、必要に応じて事業者に要請する。

対象建築物：住戸数 100 戸以上 又は

延べ面積 10,000 m²以上 の共同住宅や寄宿舍

2 今後のスケジュール

- ・平成 29 年 11 月 10 日 庁議報告
- ・平成 29 年 12 月 10 日号区報への掲載。区ホームページ等での周知
- ・平成 30 年 2 月 1 日 制度開始

子保発 1018 第 1 号
国 都 計 第 75 号
国 住 街 第 115 号
平成 29 年 10 月 18 日

各都道府県 各指定都市
児童福祉所管部（局）長 殿
都市計画行政担当部長 殿
建築行政主務部長 殿

厚生労働省 子ども家庭局 保 育 課 長

国土交通省 都 市 局 都市計画課長

住 宅 局 市街地建築課長

大規模マンションにおける保育施設の設置促進について

平素より児童福祉行政、都市計画・建築行政に関するご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

子育て安心プラン(平成 29 年 6 月 2 日) (別紙 1) においては、

「○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。」

とされたところです。

これを踏まえ、容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等併設のモデル事例等について、別紙 2 のとおり取りまとめましたので、保育施設等併設を促進する際の参考として頂きますようお願いいたします。

また、子育て安心プランの内容に則し、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいては、下記事項に留意し、保育施設の適切な確保を図って頂きますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く）又は特定行政庁に対しましても、本通知を周知頂きますようお願いいたします。

記

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること（別紙3）。

以上

担当・問合せ先

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 坪井

TEL：03-5253-1111（内4852）

国土交通省 都市局 都市計画課 尾本

TEL：03-5253-8111（内32642）

住宅局 市街地建築課 石井

TEL：03-5253-8111（内39633）

容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設等の併設事例 国土交通省

所在地	地区名等 (竣工年月日)	緩和手法	緩和後の容積率 (指定容積率)	住戸数	併設保育施設等	住宅以外の 併設用途
埼玉県 川口市	川口金山町12番 (H26.3)	高度 利用地区	350% (200%)	約360戸	保育所 定員:112名	事務所 店舗
東京都 港区	浜松町一丁目地区 (H31.5予定)	高度 利用地区	900% (600%)	約560戸	保育所 定員:40名	事務所 店舗
東京都 文京区	春日・後樂園駅前地区 (H33.11予定)	高度 利用地区	850%/ 950%/ 600% (600%)	約 770 戸	保育所(予定) 定員:未定	事務所 店舗
東京都 品川区	目黒駅前地区 (H29.11予定)	高度 利用地区	896%, 550% (300%/ 500%/ 700%)	約940戸	保育所 定員:120名	事務所
東京都 豊島区	東池袋四丁目地区 (H33予定)	高度 利用地区	600%/1,000% (300%/ 400%/ 600%)	約230戸	保育所(予定) 定員:約60名	事務所 店舗
兵庫県 明石市	明石駅前南地区 (H29.3)	高度 利用地区	700% (600%)	約220戸	保育所 定員:38名	市役所窓口 図書館
東京都 中央区	勝どき五丁目地区 (H28.12)	再開発等 促進区	1070% (400%)	約1,440戸	保育所 定員:45名	事務所 店舗
東京都 中央区	勝どき六丁目地区 (H20.1)	再開発等 促進区	960% (400%)	約2,800戸	保育所 定員:45名	店舗
大阪府 大阪市	—※	総合設計 制度	500% (300%)	約260戸	キッズルーム 63㎡	—
兵庫県 神戸市	—※	総合設計 制度	230% (200%)	約250戸	遊び場(プレイロット) 925㎡	—

※個別のマンション名のため非掲載。国の総合設計許可準則(以下「準則」という。)で示す保育所等以外の保育施設について容積率を緩和した事例。